

ベースアップ評価料

3月算定か否かで6月以降は点数に格差
医療・介護等支援パッケージ(賃上げ支援事業)に大きく関与

長崎県保険医協会(電話095-825-3829)

ベースアップ評価料への対応 ここがポイント

◎2026年診療報酬改定でどう変わる

25年1月に届出要件が簡素化されましたが、外来・在宅等の同評価料は算定医療機関割合が4割程度にとどまっています。このような中、今次改定では事務職員や歯科技工所勤務者等、全従事者に拡大されました。さらに、2段階で引き上げが行われ、2027年度において改定が予定されています。

今次改定の変更・改正点は次のとおりです(2/10現在)

【26年3月時点で算定している医療機関】

26年3月時点で算定する医療機関(病院は2月時点)は「継続して賃上げに取り組んでいる」とされ、6月実施の改定では高い区分での算定が認められます。

【26年4月以降に算定する医療機関】

上記の取り扱いと比較して差異はありませんが、算定点数は低く設定されます。

算定医療機関か否か、いつから算定しているのかで、点数に差を設け、医療機関格差を設けるなど、政策誘導が行われています。

◎長崎県医療機関等処遇改善・物価高騰緊急支援事業

国の支援事業で委託を受けた県が実施します。「賃上げ支援事業」「物価支援事業」の2種類です。申請は任意ですが、両方・いずれかであって申請可能です。近日中に県より通知が発出されると思われますが、ベースアップ評価料の届出・算定への対応が必要です。

※「賃上げ支援事業」:ベースアップ評価料の届出が申請要件です。

【対象】2026年3月時点でベースアップ評価料を届け出ている医療機関
又は

未届出であっても、6月時点で同評価料の届出を誓約する医療機関

【基準額】(診療所)15万円 (有床診療所)許可病床数×7万2千円

※「物価支援事業」:ベースアップ評価料の届出は不要です。

【対象】診療所及び有床診療所。26年1月1日において廃院・廃止している場合(1/2以降に廃院・廃止を予定している場合も含む)は対象外です。

【支援額】(診療所)17万円(有床診療所)許可病床数×1万3千円)。許可病床数が12床以下の場合は1万7千円を支給

◎協会 動画「ベースアップ評価料の届出について」を作成

届出が簡素化されましたが、協会に質問が寄せられています。届出様式を作成するための動画を2024年度改定に続き、作成しました。同評価料を算定する、もしくは支援事業の申請を検討する場合はぜひ動画を活用ください。協会ホームページのトップまたはQRコードからアクセスしてください。

